

令和2年度柴田町議会7月会議会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	鈴木	俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原	政志	君
財政課長	森	浩	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸	諭	君
商工観光課長	沖館	淳一	君

教育委員会部局

教育長	船迫	邦則	君
教育総務課長	水上	祐治	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真 一
次 長	奥 村 朝 子
主 幹	太 田 健 博
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第1号)

令和2年7月30日(木曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第12号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 4 報告第13号 専決処分の報告について(令和元年度東船岡小学校大規模改造工事(機械設備工事)(債務負担行為)請負変更契約について)
- 第 5 議案第20号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事(建築工事)(債務負担行為)請負変更契約について
- 第 6 議案第21号 令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事(繰越明許)請負契約について
- 第 7 議案第22号 令和2年度柴田町一般会計補正予算
- 第 8 議発第 1号 柴田町議会基本条例の一部を改正する条例
- 第 9 議発第 2号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第10 意見書案第1号 オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和2年度柴田町議会7月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番森裕樹君、2番加藤滋君を指名いたします。

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。7月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、7月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、7月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

### 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第3、報告第12号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第12号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和2年6月2日に、東船岡小学校の敷地内において、草刈り作業中の飛び石により駐車してあった自動車を破損させた事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 1ページをお開きください。

報告第12号専決処分の報告についてですが、草刈り作業中の飛び石により駐車してあった自動車を破損させた事故の和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告になります。

3ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和2年6月17日になります。

専決処分の内容につきまして説明をさせていただきます。

事故の発生状況についてですが、令和2年6月2日午前10時頃、東船岡小学校用務員が学校環境整備のため小学校敷地北西部分の草刈り作業をしていたところ、草刈り機のワイヤーカッターが石をはね、駐車していた相手方軽貨物バンの右後部窓ガラスを破損させたものです。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2、和解の内容及び3、損害賠償の額についてですが、相手方と協議の結果、事故の状況から、過失割合を町100%とし、損害賠償額3万2,494円を支払うことで和解が成立したものです。

相手方へ支払います損害賠償金は、総合賠償補償保険に加入していることから、相手方に支払いが行われております。

なお、今後事故を未然に防ぐため、当事者に対しましては事故の実態を検証し、草刈り作業時の安全対策の徹底をより一層努めるよう指導したところです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について（令和元年度東船岡小学校大規模  
改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負変更契約  
について）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第13号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第13号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、令和元年度柴田町議会9月会議で議決をいただいた、令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、変更契約の締結を行った専決処分についてであります。

主な変更内容は、暖房用オイル配管、給水配管の管種の変更及び滅菌器の交換に伴う増額となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） それでは、工事の変更内容について補足説明をいたします。

7ページをご覧ください。専決処分書になります。

続きまして、次のページですけれども、令和2年度柴田町議会7月会議報告第13号関係資料をご覧ください。

本工事の主な変更点は3点で、税込み231万7,700円の増額変更となりました。

1点目は、校舎の暖房、FF式暖房設備のオイル配管について、当初設計では塗装が必要な管種であるため鋼管の表面塗装を予定しておりましたが、今後の塗装剥離や再塗装など維持管理を考慮し、メンテナンスが不要な外面被覆鋼管へ変更いたしました。

2点目は、給水主配管の管種変更になります。給水主配管の入替え工事は、学校全体の断水期間を伴うことから、できるだけ短期間で施工を完了する必要があり、当初はポリエチレン粉体ライニング鋼管を予定しておりましたが、短期間で施工完了ができ劣化が比較的しにくいス

ステンレス鋼管のハウジング工法に変更いたしました。

3点目は、工事期間中に飲料水用の滅菌装置の動作不良が見つかったため、滅菌器の交換を行いました。

以上で変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

まず、オイル配管の件でお聞きしたいと思いますが、これはFFヒーターの暖房ということは、校舎全体に及ぶという話なのか。それと給配水管についても、今のこの図面でいくとパイプシャフトのところに矢印があるんですが、そうじゃなくて全部ということなのか、その範囲をお聞きしたい。それと外観を塗装しなくちゃいけないからという説明なんですけど、そうするとほかの校舎、学校の建物、もうオイル配管は全部終わっていると思うんですが、それに対する影響がどういう形になってくるのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） オイル管の交換につきましては、基本的に全体を考えております。

それから、給水管につきましては、ある程度部分的ということで、今回修繕する箇所につきましてはこちらのステンレス鋼管に交換するというございます。

それから、ほかの学校の影響ですけれども、特に今の段階では検討はしておらないところございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第13号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

## 日程第5 議案第20号 令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）

### （債務負担行為）請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第5、議案第20号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）におきまして、工事の一部に変更が生じたため、契約の変更を行うものです。

主な変更内容は、外壁補修の数量の増、防水改修のシーリング、内部腰壁塗装範囲の追加、既存建具の鍵交換、水飲み場の流し台更新、体育館のステージ及び収納台車の改修内容の変更等であり、増額の変更契約を行うものです。

請負契約者との協議も調い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事変更内容について補足説明をいたします。

議案書1ページをご覧ください。

本工事の主な変更点は7点ありまして、税込み1,946万5,600円の増額変更となります。

続きまして、参考資料の議案第20号関係資料をご覧ください。

東船岡小学校大規模改造工事の建築工事で、上のほうに校舎の北立面図、下に校舎1階平面図、右上に体育館1階平面図、右下の表が今回の工事内容の変更概要となります。

今回の主な変更は7点ございます。

1点目と2点目につきましては、校舎の外壁補修の数量等の増加、ガラスブロック及びサッシ周りの防水性能を向上させるためのシーリングの追加になります。外壁の洗浄後に施工前の詳細調査により精査したところ、外壁のひび割れ等の補修箇所が63.1メートル増えたこと、雨漏りの形跡が確認されたことにより、外壁シーリング等の追加が1,419メートルほど補修数量が増となります。

3点目は、内部腰壁塗装範囲の追加についてです。当初塗装のみとしておりましたが、詳細調査により雨漏りや結露の影響で下地の合板の劣化が認められたことにより、そのまま塗装すると剥がれてくるおそれがあることから、既設合板を撤去し、新設した上塗装するものでございます。面積は156.6平方メートルになります。

4点目は、既存建具の鍵交換になります。小学校との協議の中で、防犯性能の向上及びマス

ターキー統一による施設管理の効率化を図るため、69か所の教室、管理諸室等の鍵の更新を行うものです。

5点目は、トイレ前に設置されている既存流し台の5か所について詳細調査をしたところ、劣化していることが判明し、今後のウイルス感染予防等衛生管理の効率化を図るため、撤去・新設を行うものです。

6点目、7点目につきましては、体育館ステージ部分の改修と収納台車の修繕の追加となります。施工前の詳細調査を基に学校との協議を重ねた結果、ステージ部分の研磨及び塗装の追加95平方メートルと、体育館収納台車のパネル部分や車軸部分に破損があり交換が必要なため10台分の修繕を追加することになりました。

以上で変更工事内容の補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

工事の中身についてちょっとお聞きしたいことがあります。

1番目、2番目については、足場をかけた都合でよく精査したらこういう形になったというのは理解できるんですけども、3番目、4番目、内装壁のE P塗装、それから修繕するつもりが全部撤去して新たに造り直すというところ、それと既存鍵の交換、これは基本設計に、一番最初にそれを見れば当然カウントされるべきだと思うんですが、なぜこの段階で、こういう上乘せ、例えばE P塗装156平米というのは全体の何割ぐらいに及ぶのか。全くゼロだったのを新設するのか。そして鍵についても、鍵だけでいいのか、建物全体に及ばないのかということ。その辺はどういうふうにお考えなのか。それと、一番最初にやる基本設計のときに、これはなぜ気がつかなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 内壁につきましては、教室等陰に隠れている部分がありまして、そういったのを撤去して、その部分を調査したところ、新たにそういう部分が判明したことによって、壁の素材を交換して塗装する箇所が発生したというところでございます。

それから、鍵につきましては、当初の設計段階でということですが、ある程度学校の希望を一番最初に聞くんですけども、ある程度の予算の範囲内ということもありますので、優先順位的にこの部分はじゃあちょっと今回の当初では難しいですねということで当初の部分から外れる可能性もあるんですけども、今回鍵についても学校から強く要望がありましたの



で、今回追加するものでございます。

それから、何割程度というところですけども、ちょっとここについては数字がありませんので、申し訳ないですけども、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 内装壁についてお聞きしたいんですが、見えない部分であったということだったんですが、では当初の設計のときに一応チェックしたけれども要らないと判断したのか、それとも全くチェックもしなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

それと、既存建具の鍵の交換なんですけど、優先順位が低かったから最初計画しなかったという回答なんですけど、よく言われるのが、工事が始まってからいろいろ出てくるともうこれは否決されないから、どんどんと基本的なものをやっちまえという話があるんですけど、そういうことはないと思いますが、なぜそのとき、お金の問題もあったかもしれませんが、優先順位が低いと判断した理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 当初の設計段階でチェックがなされなかったのかという部分ですけども、やはり当初設計する段階では、ある程度大きいものは動かさずに調査するものだから、いろいろな障害物を撤去したときとか、何か貼ってあったときとか、そういったものがございまして、実際全部撤去して工事が始まった場合、新たに見えてくる部分が出てきますので、そういった新たに見えてくる部分の修繕が必要であろうということで、今回この内壁に関しては発生したものと考えております。

それから、建具につきましては、建具の交換までは必要ないんですけども、鍵の部分についてはやはりこういった防犯上の理由と、それから鍵が今まではシリンダータイプとかいろんな複数のタイプに分かれておりましたので、そういったのをマスターキーで統一することによって施設管理上の効率化も図れるということで、今回交換させていただいたということでございます。

それから、先ほどの腰壁のパーセントですけども、全体の約10%となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

説明を聞けば全てすべきことだろうとは思いますが、ただ気になったのが、変更

額は1割ですよ、当初の計画の。ですから、やはり秋本議員からも出ていたように、基本設計段階でしっかりと学校の声も聞き、本当に必要なものは最初の段階できちんと予算化していくということも大事だと思うんですね。やはり今後あまりこの変更で、割合の高いというか、1割になるようなものはあまり望ましくないの、気をつけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 確かに今議員おっしゃったように、約1割の修繕箇所が発生するというのはあまり好ましくはないと思いますので、今後そういったことがないよう、当初設計の段階で十分協議した上で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。大丈夫ですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号令和元年度東船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第21号 令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 次に、日程第6、議案第21号令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第21号令和元年度小中学校情報通信ネッ

トワーク整備工事（線越明許）請負契約についての提案理由を申し上げます。

文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向けて、町内の小中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備するものです。既決予算に基づき6月17日に制限付一般競争入札の公告を行い、7月13日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社新日電業商会、窪田電気工事株式会社、笠松電気株式会社の3者でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と1億692万円で工事請負仮契約を7月15日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議案第21号令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（線越明許）請負契約に係る入札と契約に関する説明をいたします。

今回の工事につきましては、工事設計額が5,000万円を超えることから、入札方針により工事の品質確保の観点などから入札参加資格に一定の条件を付す制限付一般競争入札により行うことを決定し、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する電気工事または電気通信工事の許可を受け、経営事項審査での総合評定点が750点以上であることを条件として執行しております。

入札の結果を説明いたします。

議案第21号関係資料1ページをご覧ください。

6月17日に制限付一般競争入札の公告を行い、入札参加申請書が提出された申請者について入札参加資格を審査し、承認した3事業所により、7月13日に入札執行を行いました。

2ページをお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで1億40万円で、最低価格は消費税抜きで9,299万円です。入札の結果、第1回目で笠松電気株式会社が9,720万円で落札をいたしました。7月15日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和3年1月29日までとなります。

以上、入札と契約に関する内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 続きまして、工事内容について補足説明をいたします。

資料につきましては、次のページにあります、令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）でございます。

本工事は、令和元年12月に教育のICT化に向けた環境整備5か年計画としてGIGAスクール構想を文部科学省が発表し、このGIGAスクール構想における校内LAN環境整備に関する公立学校情報機器整備費補助金を活用し、町内の小中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備するものでございます。

なお、文部科学省ではGIGAスクール構想について、令和2年4月に、新たに児童生徒1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備などを前倒しし、教育の情報化を後押ししております。

小中学校情報通信ネットワーク整備工事の事業概要、契約内容、学校ごとのアクセスポイントの設置箇所数になります。

船岡小学校が合計31か所から、小学校で合計145か所。中学校は合計で94か所。合計で239か所のアクセスポイントを設置するものです。

事業概要についてですが、GIGAスクール構想の実現に向け、学校内に高速大容量の通信ネットワークを、町内小学校6校及び中学校3校の普通教室、特別教室、体育館等、合計239室に整備するものです。

主な工事内容は、LANケーブルの布設、無線アクセスポイントの設置、給電HUBの設置、端末を充電するための保管庫用の電源工事となっております。

アクセスポイントの設置箇所239か所については、資料の右側の一覧表のとおりとなっております。

本工事の工期につきましては、令和3年1月29日までとしております。

続きまして、次の資料をご覧ください。

今回の工事の例としまして、西住小学校の1階部分のLANケーブルの布設、アクセスポイントの場所、給電HUBの設置イメージとなっております。各学校につきましては、廊下に分電盤が設置されており、この分電盤の近くに給電HUBを設置し電源をつなぎます。この給電HUBが拠点となり、そこから廊下や教室の天井裏を利用しLANケーブルを各教室、管理諸室、体育館へつないでいく予定となっております。

以上で工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 1点だけちょっとお聞きしたいことがあります。

無線のアクセスポイントなのですが、これの有効範囲といいますか、電波の飛ぶ範囲というのは大体どのくらいを想定されて、実際はどのくらいなのかというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） ポイントの範囲なんですけれども、基本的に各教室に1台設置しますので、各教室で、ある程度40台ぐらゐを使用しても堪えられるような機種を選定しております。ですので、全員が教室の中で使っても何ら支障なく使えるということで想定しております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それは当然なんですけれども、私がお聞きしたかったのは、教室は当然全部使えるのは当たり前なんですけど、例えば教室からちょっと外に出たようなところで、全くRCの壁を通さなくなっちゃってアクセスできなくなるということなのか、それともある程度その辺までカバーできるのかということをお聞きしたかったんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） 今回は教室を想定しておりまして、教室外につきましては体育館のみで、校庭ではちょっと使えないということになっております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号令和元年度小中学校情報通信ネットワーク整備工事（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第22号令和2年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第22号令和2年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、公立学校情報機器整備費補助金を活用する児童生徒1人1台端末の整備事業をはじめ、地域循環型経済元気アップ事業や飲食店及び直売所等利用拡大応援事業、児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業など、新型コロナウイルス感染症対策関係経費を計上するものです。

歳入では、これら事業の財源として、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金について補正します。

これによります補正予算の総額は3億7,476万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は188億7,396万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きください。

議案第22号令和2年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、3億7,476万4,000円を追加し、補正後総額を188億7,396万8,000円とするものです。

補正の主なものにつきましては、6月12日に成立しました国の第2次補正予算に対応して実施します新型コロナウイルス感染症対策事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の第2次補正予算分事業で、早期の実施が必要となる経費に係る所要額を補正するものです。

歳入歳出について、主なものについて説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

歳入になります。

16款2項1目総務費国庫補助金7節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億

9,600万円の増については、第2次配分事業計画のうち、地域循環型経済元気アップ事業、飲食店及び直売所等利用拡大応援事業分として増額補正をするものです。

次に、6目教育費国庫補助金9節公立学校情報機器整備費補助金8,744万7,000円は、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台端末の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備事業として、児童生徒数の3分の2分を国から全額補助されるものです。

その他、国庫補助金についても、新型コロナウイルス感染症対応事業として、感染防止用の備品等の購入などの事業に国が2分の1、または全額補助するものです。

20款1項2目基金繰入金6,203万円の増ですが、財政調整基金から補正財源として繰入れするものです。この繰入れにより、令和2年度取崩し額は合計で4億6,374万円となり、令和元年度専決予算後の残高12億2,900万円から差し引きますと、財政調整基金の補正後の残高は約7億6,500万円となります。

次に、9ページになります。

歳出です。

2款1項15目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費3億3,728万1,000円の増につきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業の1億4,128万1,000円については、6月補正の400台に加え、今回の児童生徒数3分の2分の国補助事業に残りの3分の1分と先生用端末分の町単独事業分を合わせて計上し、合計で3,080台のパソコン端末やルーター、カメラなどの購入費等を計上するものです。次に、地域循環型経済元気アップ事業1億8,000万円は、地域経済の立て直しのため、1世帯当たり1万円の利用券を配付するための委託料、事業補助の所要額を計上するものです。飲食店及び直売所等利用拡大応援事業1,600万円は、売上げが落ち込んだ飲食店等を支援するため、スタンプラリーを実施し利用促進を図るための事業補助の所要額を計上するものです。

3款2項1目児童福祉総務費1,249万1,000円の増は、国の第2次補正予算に対応して実施します新型コロナウイルス感染症対策として、保育所や放課後児童クラブ、私立保育園等の事業を継続的に実施していくための感染防止用の備品購入費などの所要額をそれぞれ補正計上するものです。

次に、10ページになります。

10款1項2目教育管理費1,190万2,000円の増ですが、国の第2次補正予算の新型コロナウイルス感染症対策として、マスクなどの購入費用や学校再開に当たって3密を避けるための環境づくりのため、学習指導員やスクール・サポート・スタッフ11人の配置に係る所要額を計上す

るものです。

10款教育費、小学校管理費850万円、中学校管理費400万円の増については、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業として、感染症対策や夏季休業期間短縮に伴う熱中症対策などに係る備品購入に係る所要額を計上するものです。

12ページ以降の給与費明細書については、今回の補正において報酬等の増額補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括といたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

9ページの、地域循環型経済元気アップ事業補助、1万円の商品券を発行するというのですが、今日この補正案が可決されたとして、今後どういう流れというかスケジュールになるのでしょうか。実際にその商品券が各世帯に渡されて、町民の方が買物をして町内のお店がそれで少しでも元気になるという、そのある程度の見通しがどういうふうになっているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 元気アップ事業のスケジュールということなんですけれども、まず最初に、その商品券を使えるお店の募集のほうがこの後すぐ入ってまいります。またそれに伴って、商品券だったりポスター、チラシ等の印刷関係が同時並行で進んでまいります。大体出来上がるまでに、募集のほうで1か月弱ほど取りたいと考えております。同時進行いたします印刷関係で1か月少しくらいを考えてございます。また、今回は販売ではなくて各家庭のほうにお配りするということになりますので、その配るための封入、それから配達の間がまたかかってまいります。印刷が終わりました後に、そちらで大体1か月程度を予定してございます。

利用券、各家庭のお手元に届きましてそこからお使いいただけるのが、大体10月の下旬を今想定してございます。配達の間が短ければもう少し早くなるのかなとは考えてございますが、今の時点では10月下旬。実際その利用券を利用できる期間といたしましては来年の1月末までということで、約3か月少々、3か月とちよつとの期間で利用できるというふうに想定し



てございます。

利用の際にお店のほうへその商品券がいきまして、そこからまた換金のほうの作業が入ってまいりますので、1月の末で利用が終わった後、大体半月くらいの余裕を持って、換金作業のほうまで行いたいと考えてございます。

ですので、大体事業といたしましては2月の中旬くらいまでを予定してございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 町民への周知というのはどのように考えているのか。あとは、例えば今日、河北新報の方なんかここにいませんけれども、今日柴田町議会がこの商品券発行について議決したということ、町としてマスコミにPRするという考えがあるのか。あと町民に対しては、そういう意味ではすぐに広報しばたなんかで周知できないというか、今のような参加募集とか、結構いろいろ準備に時間がかかるということで、町民に周知するというのはもっと後になるのか。その点をお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 周知に関しましては、全員協議会の後に新聞報道とかでもあったかと思います。町のほうといたしましては、お知らせ版、それから町のホームページ、先にホームページのほうが先行するような形になるかと思っておりますけれども、そういった形でまず住民の方にはお伝えしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

私も同じところなんですが、地域循環型経済元気アップ事業、この手の商品券の場合ですと、参加する商店、お店の数がどのくらいいくかということでこの政策の有効性が問われてくると私は考えております。以前、プレミアム商品券をやったときに、特に槻木だったんですが、参加する店が少なかったということで、どこで使えるのという話になった記憶があるんですが、どのような形で周知をしていって、どのくらい参加促進させていくのか。それがこの政策のキーポイントになると思いますので、どのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） まず、参加店の周知方法になりますけれども、本予算のほうをお認めいただきましたら、すぐにまずホームページ等で参加店の募集をしていきたいと考えてございます。また、お知らせ版を使いまして、そちらのほうで紙面を使ってのお知らせをし

まして、参加店の参加を募っていきたいなと考えてございます。

前回のプレミアム商品券、3割増しでやったのが平成27年にやったときなんですけれども、この際参加いただきましたお店の数といたしましては126店舗ございました。槻木方面が若干少なかったという御指摘をいただきましたけれども、今回126店舗、当然その数字を上回ることを目指してまいりますし、何%とかという目標のほうはまだしっかりと立てていないところはございますけれども、今回は間違いなく各世帯、約1万6,000世帯に1万円をお配りすることになりますので、多くの参加店を期待しているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 分かりました。ぜひなるべく多くの方に参加していただきたいと思うんですが、その参加するときに、町として選別するといいますか、例えばコンビニは駄目だとか、例えば大型の量販店は駄目だとか、そういう選別というのは町単位としてやるつもりでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 例えば商工会の加盟店とか、そういったところでの線引きとかということは、全然今のところは考えてございません。

大型店舗、また個人のお店の参加ということなんですけれども、コンビニエンスストアも含めてになりますけれども、前回同様、大型店舗で使える金券とか利用券、それから個人のお店で使える利用券ということで額面のほうを分けまして、今のところこちらのほうで考えているのは3対7くらいの割合で、大型店舗のほうがちょっと少なめになってしまいますけれども、多くの個人のお店のほうにお金が回るような形で考えてございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

同じく総務費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費についてですが、事業内訳の一番上の、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業のスケジュールについて伺います。教師の研修等も入っているかと思うので、どのようなスケジュールで、そして子どもたちが実際に手にして使うのをどのあたりに考えているのか伺います。

それから1つ飛んで、飲食店及び直売所等利用拡大応援事業、こちらのほうもスケジュールをお示しく下さい。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育総務課長。

○教育総務課長（水上祐治君） スケジュールでございますけれども、まず端末機の購入につきましては、今回予算計上させていただきました。全国で集中しますので、なかなかすぐにといいうわけにもいきませんので、早速発注をかけまして、それで年度内もしくは1月末ぐらいまでに端末機のほうは整備していきたいというふうなスケジュールで今のところは考えております。

それから、先生方に対しての研修等につきましては、現在まだ予算化していませんけれども、次回の議会で計上させていただくと思っておりますけれども、先生方の研修につきましては各学校を回りながら個別に研修をさせていただきたいと思っております。幾つかのステップに分けて、最初その導入する機械の研修、それから今後それで何ができるか、どういうことができるかという具体的な内容の研修、そういったものを考えておりますけれども、実際に生徒さん、児童さんのお手元に届いてそれが活用できるというふうになるのは、年度末になろうかと今のところは考えております。

○議長（高橋たい子君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 飲食店及び直売所等の利用拡大応援事業のスケジュールについてでございます。

まず、こちらのほうも参加事業者さんの募集が始まります。先ほどと同じように8月から募集を開始したいと考えてございます。こちらスタンプラリーでございますので、台紙、それからチラシ、ポスター等の印刷でおおよそ9月中旬くらいまでを見込んでございます。9月15日、中ほどの区長配達で、全世帯のほうにこのお知らせをしながら台紙をお配りしたいと思っております。

このスタンプラリーの中身について若干触れさせていただきたいと思っておりますけれども、農産物の直売所で押していただけるスタンプラリーと、それから飲食店のお店で押していただけるスタンプラリー、それからコロナということでテークアウトのお店に特化させまして、テークアウトのお店を利用した際に押していただけるスタンプということで、3つのスタンプラリーを動かすような形、同時に運営していくような形になってございます。

9月の中旬からスタンプラリーが始まりまして12月まで、年内中3か月強ほどございます。この期間中にスタンプラリーを実施してまいりたいと思っております。

スタンプラリーと並行するような形で、スタンプラリーの利用促進を図るための、例えば3か所回っていただくと呼募していただけて、そこで抽せんで皆さんにそういうインセンティブ的な、例えば商品券だったりとか農産物だったりとかというものが抽せんで当たりますよとい

うようなことでやっていきますので、そういう応募、抽せん、それから景品の発送ということで、大体1月の下旬くらいまでを見込んでございます。

参加店のお店で使えるような商品券もお配りしたいなと考えてございますので、これが使える期間といたしましては1月いっぱいくらいまでを考えてございます。ですので、今度はまたその利用券の換金作業とかが出てまいります。大体1か月程度、2月いっぱいくらいを見ておりますので、事業の終了といたしましては、国のほうに報告する期間とかもございまして、2月までということ想定してございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号令和2年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議発第1号 柴田町議会基本条例の一部を改正する条例

#### 日程第9 議発第2号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議発第1号柴田町議会基本条例の一部を改正する条例、日程第9、議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則、以上2件を一括議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番広沢真君の登壇を許します。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。

ただいま一括議題となりました議発第1号柴田町議会基本条例の一部を改正する条例、議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を申し上げます。

今回の条例及び規則の改正は、大規模な災害や今回の新型コロナウイルスのような感染症の蔓延などが発生した際の議会機能維持及び今回導入した議会タブレット端末の有効活用のため、

各条文の追加修正を行うものです。

まず、議発第1号柴田町議会基本条例の一部を改正する条例については、第2章議会及び議員の活動原則に「第2条の2」として「災害等時の議会对応」の条文を追加し、全国各地で頻発している地震や風水害の大規模災害や、新型コロナウイルス感染症のような感染症の蔓延などの緊急時であっても、議会機能を的確に維持しなければならないことを規定します。

なお、第2項として、災害等時の議会行動基準や、BCP（業務継続計画）などは別に定めることを規定します。

また、第8章議会及び議会事務局等の体制整備に「第19条の2」として「情報通信技術の積極的活用」の条文を追加し、議会タブレット端末の導入に併せ、ペーパーレス会議システムなど情報通信技術を積極的に活用し、議会活動を円滑かつ効率的に行うことで、議会機能の強化を図ることを規定します。

また、第2項として、災害等時、その他のやむを得ない理由により議事堂に参集することが困難な場合においても、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用により、議会活動及び議会機能の維持を図ることを規定します。

附則ですが、施行期日は公布の日からとします。

次に、議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則については、第1条の参集の規定に、大規模な災害や感染症の蔓延など、有事の際に議事堂に参集できず議会の会議を開くことができなくなった場合に、議長が指定する場所等に参集することで議会の会議を開くことができるよう追加します。

また、タブレット端末の議場持込みを可能とするため、第101条の「写真機及び録音機の種類」の持込みを禁止する規定を削除するとともに、社会情勢の変化を考慮し、その他の携帯品の持込みの禁止規定も削除します。

あわせて、「第105条の2」として、議員が情報通信端末機器を会議、委員会及び全員協議会で使用できることを規定します。

附則ですが、施行期日は公布の日からとします。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は一括といたします。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号柴田町議会基本条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議発第2号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 意見書案第1号 オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第10、意見書案第1号オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番森裕樹君の登壇を許します。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） 1番森裕樹です。

ただいま議題となっております意見書案第1号オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の提出について、議案の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集できない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会

不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

#### 記

1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年7月30日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

法務大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣となっていますので、議長名をもって文書で提出いたします。

7月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年度柴田町議会7月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時37分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月30日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 1 番 森 裕 樹

署名議員 2 番 加 藤 滋